

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	保育料の収納率の向上			重点項目番号	6																																																		
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 保育料の滞納額が増加してる。 【問題点、必要性】 児童福祉法に基づき児童擁護の理念から、滞納者の児童においても保育を実施しなければならず、保育サービスに対する保護者負担の不公平を招くため、保育料の収納率の向上に努める必要がある。また、納付のあり方についても検討する必要がある。 【現状の客観的な説明】 合併後から口座引き落としにより保育料を徴収してるが、納付義務者の納付意識の低下等により、収納できない件数が増加し、また、定期的に納付相談、督促、臨戸徴収を行っているが、生活費の不足を理由に滞納する家庭が増加している。			番号	②																																																		
				担当課(執行する課)	少子化対策課																																																		
				責任者名(執行責任者)	課長 田邊由美子																																																		
				担当課電話番号	22-9658																																																		
対象等(なにが、それが)	保育所(園)入所児童の保護者			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	【金額】 保育料約14,200,000円の収入増 (単年度約3,500,000円の収入増) 【算定根拠】 H18年度調定額714,990,700円×2%=14,299,814円 (単年度収納額14,156,970円×0.5%/2%=3,574,953円)																																																		
成果(対象がどうなるのか)	保育サービスに対する保護者負担が適正になる。																																																						
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 ①臨戸徴収・電話による督促 【目標数値】 《最終目標》 過年度及び現年度調定額に対する収納率98.0%以上 《平成20年度の目標》 過年度及び現年度調定額に対する収納率96.5%以上 《平成21年度の目標》 過年度及び現年度調定額に対する収納率97.0%以上 【目標の客観的な説明】 県内各市と比較しても、伊賀市の単年度保育料収納率は、98%台で上位を維持しているが、過年度分を含めた平成18年度収納率は96%台であり、平成19年度9月現在では、91%と低下しているため、過年度分を含めた単年度収納率98.0%以上を当面の最終目標とし、単年度0.5%の増額を目標とした。			特記事項	行程表(いつまでにやるのか) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成20年度</th> <th colspan="2">平成21年度</th> <th colspan="2">平成22年度</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>10月</th> <th>4月</th> <th>10月</th> <th>4月</th> <th>10月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			平成20年度		平成21年度		平成22年度		4月	10月	4月	10月	4月	10月																																				
	平成20年度		平成21年度					平成22年度																																															
4月	10月	4月	10月	4月	10月																																																		
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義・算定式																																																				
	督促状の送付	年間12回	毎月実施																																																				
	未納者への通知状の送付	年間2回	半年に1回実施																																																				
	臨戸徴収(夜間集中)	年間6回以上	隔月1回以上実施																																																				
	電話による督促	年間12回	月1回実施																																																				